

# 山口県報

平成17年  
4月1日  
(金曜日)

## 目次

告示	一
瀬戸内海環境保全特別措置法第五条第一項の規定に基づく許可申請の概要 (環境政策課)	一
瀬戸内海環境保全特別措置法第八条第一項の規定に基づく許可申請の概要 (環境政策課)	五
救急病院でなくなった医療機関(医務課)	七
救急病院の認定(医務課)	七
児童福祉法の規定により徴収する費用の額及び納入義務者に対して支払を命ずる額に関する告示の一部改正(健康増進課)	七
土地改良区定款変更の認可(農村整備課)	八
解除予定保安林(萩市)(森林整備課)	八
保安林の指定(阿東町)(森林整備課)	八
小郡仁保津榎ノ前土地区画整理組合の事業計画の変更認可(都市計画課)	九
屋外広告物を表示し、又は屋外広告物を掲出する物件を設置してはならない地域の指定に関する告示の一部改正(都市計画課)	九
公有水面の埋立てに関する工事のしゅん功の認可(二件)(港湾課)	〇
道路の位置の指定(建築指導課)	二
公告	二
特定非営利活動法人の設立の認証の申請(県民生活課)	二
訪問介護に係る指定居宅サービス事業者の指定(高齢保健福祉課)	二
訪問入浴介護に係る指定居宅サービス事業者の指定(高齢保健福祉課)	二
訪問看護に係る指定居宅サービス事業者の指定(高齢保健福祉課)	三
通所介護に係る指定居宅サービス事業者の指定(高齢保健福祉課)	三
痴呆対応型共同生活介護に係る指定居宅サービス事業者の指定(高齢保健福祉課)	三
福祉用具貸与に係る指定居宅サービス事業者の指定(高齢保健福祉課)	三
指定居宅介護支援事業者の指定(高齢保健福祉課)	四
訪問介護に係る指定居宅サービス事業の廃止(高齢保健福祉課)	四

訪問入浴介護に係る指定居宅サービス事業の廃止(高齢保健福祉課)	一五
訪問看護に係る指定居宅サービス事業の廃止(高齢保健福祉課)	一五
通所介護に係る指定居宅サービス事業の廃止(高齢保健福祉課)	一五
痴呆対応型共同生活介護に係る指定居宅サービス事業の廃止(高齢保健福祉課)	一六
福祉用具貸与に係る指定居宅サービス事業の廃止(高齢保健福祉課)	一六
指定居宅介護支援事業の廃止(高齢保健福祉課)	一六
大規模小売店舗立地法第八条第一項の規定による意見の聴取(二件)(商政課)	一七
大規模小売店舗立地法附則第五条第一項の規定による届出(商政課)	一七
土地改良事業の完了の届出(農村整備課)	一七
県営日積地区担い手育成基盤整備事業変更計画書の縦覧(農村整備課)	一八
基本測量の実施の終了(監理課)	一八
選管告示	一八
政治団体の収支に関する報告書の要旨に関する告示の一部改正	一八

### 山口県告示第二百二十一号



瀬戸内海環境保全特別措置法(昭和四十八年法律第百十号)第五条第一項の規定に基づく特定施設の設置の許可の申請があったので、その概要を次のとおり告示する。

当該特定施設を設置することが環境に及ぼす影響についての調査の結果に基づく事前評価に関する事項を記載した書面は、平成十七年四月一日から同月二十一日までの間、山口県環境生活部環境政策課及び下松市生活環境部環境推進課において公衆の縦覧に供する。

平成十七年四月一日

山口県知事 二井 関成

- 一 申請者の氏名又は名称及び住所  
氏名又は名称 財団法人下松市笠戸島開発センター  
住 所 下松市大字笠戸島一四番地の一
- 二 工場又は事業場の名称及び所在地  
名 称 国民宿舍大城  
所在地 下松市大字笠戸島一四番地の一
- 三 特定施設に関する事項

(一) 種類、構造及び使用時間間隔等

種類	構造		使用の方法	
	能 ( $m^3$ )	力	使用時間 間隔	一日当た りの使用 時間の概 要
六六の二一 八(二基)	一	平成一七、 五・九	平成一七、 八・九	平成一七、 八・一〇
備考「六六の二一八」とは、水質汚濁防止法施行令(昭和四十六年政令第百八十八号)別表第一第六十六号の二の旅館業の用に供する入浴施設をいう。				

(二) 排出される汚水等の汚染状態の値及び汚水等の量

種類	汚水等の汚染状態の値		汚水等の一日当たりの量( $m^3$ )
	水素イオン濃度 (水素指数)	化学的酸素要求量 ( $mg/l$ )	
六六の二一八 (二基)	七	五・八	一
備考(一)の表の備考は、この表について準用する。			

四 汚水等の処理施設に関する事項

(一) 種類、構造及び使用時間間隔等

種類	構造	能 ( $m^3/日$ )	処理の方式	使用時間 間隔	一日当た り使用時 間の概 要	工事着手 予定 年月日	工事完成 予定 年月日	使用開始 予定 年月日
し尿処理施設	鉄筋コンクリート	一一五	膜分離活性汚泥	連続	二四時間	変動なし	(既設)	

(二) 処理施設による処理前及び処理後の汚水等の汚染状態の値並びに汚水等の量

種類	項目		汚水等の汚染状態の値		汚水等の一日当たりの量( $m^3$ )
	処理前	処理後	水素イオン濃度 (水素指数)	化学的酸素要求量 ( $mg/l$ )	
し尿処理施設	七	〇	八・六	一〇〇	一一五

五 排出水の汚染状態の値及び排出水量

No. 1 排水口	排水口		排出水の汚染状態の値		排出水の一日当たりの量 (m <sup>3</sup> )
	通常	最大	通常	最大	
七	八・六	五・八	二・五	三・〇	九・九
			二・三	二・五	一・四三

山口県告示第二百二十二号

瀬戸内海環境保全特別措置法（昭和四十八年法律第百十号）第五条第一項の規定に基づく特定施設の設置の許可の申請があったので、その概要を次のとおり告示する。  
 当該特定施設を設置することが環境に及ぼす影響についての調査の結果に基づく事前評価に関する事項を記載した書面は、平成十七年四月一日から同月二十一日までの間、山口県環境生活部環境政策課及び防府市市民生活部環境衛生課において公衆の縦覧に供する。

平成十七年四月一日

山口県知事 二井 関 成

- 一 申請者の氏名又は名称及び住所  
氏名又は名称 中国電化工業株式会社  
住 所 防府市大字浜方六二番地一
- 二 工場又は事業場の名称及び所在地  
名 称 中国電化工業株式会社  
所 在 地 防府市大字浜方六二番地一
- 三 特定施設に関する事項  
(一) 種類、構造及び使用時間間隔等

種 類	構 造		使 用 の 方 法	
	能 力 (m <sup>3</sup> /日)	工 事 着 手 年 月 日 定 意	使 用 開 始 年 月 日 定 意	一 日 当 た り の 使 用 時 間 間 隔
六五	一〇	平成一七、 五・九	平成一七、 五・二四	連 続 一 八 時 間 変 動 な し

備考 「六五」とは、水質汚濁防止法施行令（昭和四十六年政令第百八十八号）別表第一第六十五号の酸又はアルカリによる表面処理施設をいう。

排 水 口	排 出 水 の 汚 染 状 態 の 値		排出水の一日当たりの量 (m <sup>3</sup> )
	通 常 最 大	通 常 最 大	
	水素イオン濃度 (水素指数)	化学的酸素要求量 (mg/l)	
	浮遊物質量 (mg/l)	鉍油類 (mg/l)	
	窒素 (mg/l)	リン (mg/l)	

五 排水水の汚染状態の値及び排水水の量

種 類	凝 集 沈 殿 処 理 施 設		還 元 処 理 施 設		項 目	汚 水 等 の 汚 染 状 態 の 値	汚 水 等 の 一 日 当 た り の 量 (m <sup>3</sup> )
	処 理 後	処 理 前	処 理 後	処 理 前			
	七	"	三	七	水素イオン濃度 (水素指数)	七・五	
	六・五	"	五・三	九・七	化学的酸素要求量 (mg/l)	二〇	
	三〇	二〇	六〇	八〇	浮遊物質量 (mg/l)	一〇	
	一五	五〇	"	三〇	鉍油類 (mg/l)	"	
	"	"	"	検出せず	窒素 (mg/l)	二〇	
	二〇	四二	三〇	四五	リン (mg/l)	三〇	
	三〇	四五	四〇	五〇	鉍 (mg/l)	一	
	一	四・一	五	二〇	水素イオン濃度 (水素指数)	七・五	
	一・四	五・六	一〇	三〇	化学的酸素要求量 (mg/l)	二〇	
	"	三・四	"	五・五	浮遊物質量 (mg/l)	一〇	
	"	三・九	"	六・三	鉍油類 (mg/l)	"	

(二) 処理施設による処理前及び処理後の汚水等の汚染状態の値並びに汚水等の量

種 類	還 元 処 理 施 設	構 造	能 力 (m <sup>3</sup> /日)	処 理 の 方 式	間 使 用 時 隔 間	の 一 日 当 た り の 概 季 節 的 変 動 の 要	工 事 着 手 予 定 年 月 日	工 事 完 成 予 定 年 月 日	使 用 開 始 予 定 年 月 日
"	鉄製・塩化ビニル	構 造	二四〇	還 元	二 四 時 間	概 季 節 的 変 動 の 要	( 既 )		
"	"	"	一、二〇〇	凝 集 沈 殿	"	"			( 設 )

四 汚水等の処理施設に関する事項

(一) 種類、構造及び使用時間間隔等

種 類	汚 水 等 の 汚 染 状 態 の 値		汚 水 等 の 一 日 当 た り の 量 (m <sup>3</sup> )
	通 常 最 大	通 常 最 大	
六五	水素イオン濃度 (水素指数)	化学的酸素要求量 (mg/l)	
五	浮遊物質量 (mg/l)	鉍油類 (mg/l)	
八・三	窒素 (mg/l)	リン (mg/l)	
八・一	水素イオン濃度 (水素指数)	化学的酸素要求量 (mg/l)	
八・八	浮遊物質量 (mg/l)	鉍油類 (mg/l)	

備考 (一)の表の備考は、この表について準用する。

(二) 排出される汚水等の汚染状態の値及び汚水等の量

No. 1	排水口	七	六・五	二〇	三〇	一〇	一五	検出せず	二〇	三〇	一	一・四	三三四	三九三
-------	-----	---	-----	----	----	----	----	------	----	----	---	-----	-----	-----

山口県告示第二百二十三号

瀬戸内海環境保全特別措置法（昭和四十八年法律第百十号）第八条第一項の規定に基づき特定施設の構造等の変更の許可の申請があったので、その概要を次のとおり告示する。

当該特定施設の構造等を変更することが環境に及ぼす影響についての調査の結果に基づき事前評価に関する事項を記載した書面は、平成十七年四月一日から同月二十一日までの間、山口県環境生活部環境政策課及び下松市生活環境部環境推進課において公衆の縦覧に供する。

平成十七年四月一日

山口県知事 二井 関 成

- 一 申請者の氏名又は名称及び住所  
氏名又は名称 財団法人下松市笠戸島開発センター  
住 所 下松市大字笠戸島一四番地の一
  - 二 工場又は事業場の名称及び所在地  
名 称 国民宿舍大城  
所在地 下松市大字笠戸島一四番地の一
  - 三 特定施設の種類  
水質汚濁防止法施行令（昭和四十六年政令第百八十八号）別表第一第六十六号の二の旅館業の用に供する入浴施設
  - 四 変更しようとする事項の内容  
特定施設の使用の方法及び特定施設から排出される汚水又は廃液の処理の方法を変更することにより、次の表のとおり変更を生じる。
- (一) 種類、構造及び使用時間間隔等

種類	項目	構造		使用の方法		
		能力 (m <sup>3</sup> /日)	工事着手 年月日	工事完成 年月日	使用開始 年月日	使用時間 一日当た り
六六の二 一八 (二基)	変更前	二	(既)	断続	一六時間	し変動な
	変更後					

備考 「六六の二一八」とは、水質汚濁防止法施行令別表第一第六十六号の二の旅館業の用に供する入浴施設をいう。

変更後	四 平成一七、 五、七、 五、九	平成一七、 八、七、 八、九	平成一七、 八、一〇	"	"	"
-----	---------------------------	----------------------	---------------	---	---	---

(一) 排出される汚水等の汚染状態の値及び汚水等の量

種 類	項目		汚 水 等 の 汚 染 状 態 の 値	汚 水 等 の 量 (m <sup>3</sup> )
	変更前	変更後		
六六の二一八 (二基)	七	八・六	五・八	四〇
	七	八・六	五・八	四〇
	七	八・六	五・八	四〇
	七	八・六	五・八	四〇
	七	八・六	五・八	四〇
	七	八・六	五・八	四〇
	七	八・六	五・八	四〇
	七	八・六	五・八	四〇
	七	八・六	五・八	四〇
	七	八・六	五・八	四〇
	七	八・六	五・八	四〇
	七	八・六	五・八	四〇

(二) 汚水等の処理施設の種別、構造及び使用時間間隔等

種 類	項目		能 力 (m <sup>3</sup> /日)	処理の方式	使用時間	一日当たりの使用時間	概 季 節 的 変 動 の 要 否	工 事 着 手 予 定 年 月 日	工 事 完 成 予 定 年 月 日	使 用 開 始 予 定 年 月 日
	変更前	変更後								
し尿処理施設	鉄筋コンクリート製	鉄筋コンクリート製	二・五	膜分離活性汚泥	連続	二四時間	概 季 節 的 変 動 の 要 否	(既)		
	鉄筋コンクリート製	鉄筋コンクリート製	二・五	膜分離活性汚泥	連続	二四時間	概 季 節 的 変 動 の 要 否	(既)		
	鉄筋コンクリート製	鉄筋コンクリート製	二・五	膜分離活性汚泥	連続	二四時間	概 季 節 的 変 動 の 要 否	(既)		
	鉄筋コンクリート製	鉄筋コンクリート製	二・五	膜分離活性汚泥	連続	二四時間	概 季 節 的 変 動 の 要 否	(既)		
	鉄筋コンクリート製	鉄筋コンクリート製	二・五	膜分離活性汚泥	連続	二四時間	概 季 節 的 変 動 の 要 否	(既)		
	鉄筋コンクリート製	鉄筋コンクリート製	二・五	膜分離活性汚泥	連続	二四時間	概 季 節 的 変 動 の 要 否	(既)		
	鉄筋コンクリート製	鉄筋コンクリート製	二・五	膜分離活性汚泥	連続	二四時間	概 季 節 的 変 動 の 要 否	(既)		
	鉄筋コンクリート製	鉄筋コンクリート製	二・五	膜分離活性汚泥	連続	二四時間	概 季 節 的 変 動 の 要 否	(既)		
	鉄筋コンクリート製	鉄筋コンクリート製	二・五	膜分離活性汚泥	連続	二四時間	概 季 節 的 変 動 の 要 否	(既)		
	鉄筋コンクリート製	鉄筋コンクリート製	二・五	膜分離活性汚泥	連続	二四時間	概 季 節 的 変 動 の 要 否	(既)		
	鉄筋コンクリート製	鉄筋コンクリート製	二・五	膜分離活性汚泥	連続	二四時間	概 季 節 的 変 動 の 要 否	(既)		
	鉄筋コンクリート製	鉄筋コンクリート製	二・五	膜分離活性汚泥	連続	二四時間	概 季 節 的 変 動 の 要 否	(既)		

(三) 処理施設による処理前及び処理後の汚水等の汚染状態の値並びに汚水等の量

種 類	項目		汚 水 等 の 汚 染 状 態 の 値	汚 水 等 の 量 (m <sup>3</sup> )
	変更前	変更後		
し尿処理施設	七	八・六	五・八	四〇
	七	八・六	五・八	四〇
	七	八・六	五・八	四〇
	七	八・六	五・八	四〇
	七	八・六	五・八	四〇
	七	八・六	五・八	四〇
	七	八・六	五・八	四〇
	七	八・六	五・八	四〇
	七	八・六	五・八	四〇
	七	八・六	五・八	四〇
	七	八・六	五・八	四〇
	七	八・六	五・八	四〇

(四) 五 排水の汚染状態の値及び排水の量

排 水 口	項 目	排 出 水 の 汚 染 状 態 の 値		排 出 水 の 一 日 当 た り の 量 (m <sup>3</sup> )				
		通 常 最 大 値	通 常 最 大 値					
排水口	項目	水素イオン濃度 (水素指数)	化学的酸素要求量 (mg/l)	浮遊物質 (mg/l)	動植物油類 (mg/l)	窒素 (mg/l)	リン (mg/l)	排水の一日当たりの量 (m <sup>3</sup> )
		水素イオン濃度 (水素指数)	化学的酸素要求量 (mg/l)	浮遊物質 (mg/l)	動植物油類 (mg/l)	窒素 (mg/l)	リン (mg/l)	排水の一日当たりの量 (m <sup>3</sup> )
		水素イオン濃度 (水素指数)	化学的酸素要求量 (mg/l)	浮遊物質 (mg/l)	動植物油類 (mg/l)	窒素 (mg/l)	リン (mg/l)	排水の一日当たりの量 (m <sup>3</sup> )
		水素イオン濃度 (水素指数)	化学的酸素要求量 (mg/l)	浮遊物質 (mg/l)	動植物油類 (mg/l)	窒素 (mg/l)	リン (mg/l)	排水の一日当たりの量 (m <sup>3</sup> )
		水素イオン濃度 (水素指数)	化学的酸素要求量 (mg/l)	浮遊物質 (mg/l)	動植物油類 (mg/l)	窒素 (mg/l)	リン (mg/l)	排水の一日当たりの量 (m <sup>3</sup> )
		水素イオン濃度 (水素指数)	化学的酸素要求量 (mg/l)	浮遊物質 (mg/l)	動植物油類 (mg/l)	窒素 (mg/l)	リン (mg/l)	排水の一日当たりの量 (m <sup>3</sup> )
		水素イオン濃度 (水素指数)	化学的酸素要求量 (mg/l)	浮遊物質 (mg/l)	動植物油類 (mg/l)	窒素 (mg/l)	リン (mg/l)	排水の一日当たりの量 (m <sup>3</sup> )
		水素イオン濃度 (水素指数)	化学的酸素要求量 (mg/l)	浮遊物質 (mg/l)	動植物油類 (mg/l)	窒素 (mg/l)	リン (mg/l)	排水の一日当たりの量 (m <sup>3</sup> )
		水素イオン濃度 (水素指数)	化学的酸素要求量 (mg/l)	浮遊物質 (mg/l)	動植物油類 (mg/l)	窒素 (mg/l)	リン (mg/l)	排水の一日当たりの量 (m <sup>3</sup> )
		水素イオン濃度 (水素指数)	化学的酸素要求量 (mg/l)	浮遊物質 (mg/l)	動植物油類 (mg/l)	窒素 (mg/l)	リン (mg/l)	排水の一日当たりの量 (m <sup>3</sup> )
		水素イオン濃度 (水素指数)	化学的酸素要求量 (mg/l)	浮遊物質 (mg/l)	動植物油類 (mg/l)	窒素 (mg/l)	リン (mg/l)	排水の一日当たりの量 (m <sup>3</sup> )
		水素イオン濃度 (水素指数)	化学的酸素要求量 (mg/l)	浮遊物質 (mg/l)	動植物油類 (mg/l)	窒素 (mg/l)	リン (mg/l)	排水の一日当たりの量 (m <sup>3</sup> )

No. 1 排 水 口		変更前	変更後
	七		
"	八・五 六・八		
"	二五		
"	三〇		
"	一五		
"	三〇		
"	三〇		
"	二五		
"	三〇		
"	二・三		
"	二・五		
九九	九五		
一四三	一三五		

山口県告示第二百二十四号

次の医療機関は、救急病院等を定める省令（昭和三十九年厚生省令第八号）第一条第一項に規定する病院でなくなった。

平成十七年四月一日

山口県知事 二井 関 成

名称

所在地

萩市民病院  
萩市大字権三四六〇の三

山口県告示第二百二十五号

救急病院等を定める省令（昭和三十九年厚生省令第八号）第一条第一項の規定により、次の病院を救急病院として認定した。

平成十七年四月一日

山口県知事 二井 関 成

名

称

所

在

地

認定が効力を有する期限

萩市民病院

萩市大字権三四六〇の三

平成二〇、三、五

山口県告示第二百二十六号

児童福祉法の規定により徴収する費用の額及び納入義務者に対して支払を命ずる額に関する告示（昭和六十三年山口県告示第五百二十号）の一部を次のように改正する。

平成十七年四月一日

山口県知事 二井 関 成

「同条第四項」を「同条第五項」に、「別表第三」を「育成医療の給付の対象とした児童に係る扶養義務者にあつては別表第三に定める額とし、児童福祉法第二十一条の九の二に規定する医療の給付の対象とした者に係る扶養義務者にあつては別表第四」

に改める。

別表第一の備考2中「第2項」を「第2項並びに第4条の2」に改める。  
別表第三の次に次の一表を加える。

別表第4

A	生活保護法による被保護世帯	金	
		見童福祉法第21条の9の2に規定する医療(入院)の給付	見童福祉法第27条の9の2に規定する医療(通院)の給付
B	Aの階層を除き、生計中心者について当該年度分(当該年度分の課税額が明らかでない場合は、前年度分)の市町村民税が課されていない場合又は免除されている場合	0	0
C	A及びBの階層を除き、生計中心者について前年分(前年分の課税額が明らかでない場合は、前々年分以下同じ。)の所得税が課されていない場合	2,200	1,100
D <sup>1</sup>	A、B及びCの階層を除き、生計中心者について前年分の所得税に該当する場合は、前年分の所得税が課されていない場合	3,400	1,700
D <sup>2</sup>		10,000円以下	2,100
D <sup>3</sup>		10,001円から30,000円まで	4,200
D <sup>4</sup>		30,001円から80,000円まで	5,500
D <sup>5</sup>		80,001円から140,000円まで	9,300
		140,001円以上	11,500
			4,650
			5,750

備考 / 別表第1の備考2は、この表に準用する。この場合において、同備考2中「D<sup>1</sup>」とあるのは、「D<sup>5</sup>」と読み替えるものとする。

2 支払を命ずる額がその月における小児慢性特定疾患児童に係る児童福祉法第21条の9の2に規定する医療の給付に要する費用の額を超える場合には、この表の定めにかかわらず、当該費用の額をもつて支払を命ずる額とする。

3 同一月内に生計中心者が同一である2人以上の小児慢性特定疾患児童が児童福祉法第21条の9の2に規定する医療の給付の対象とされた場合においては、その月の支払を命ずる額の最も多額な小児慢性特定疾患児童(支払を命ずる額が同一である場合にあっては、そのうち1人の小児慢性特定疾患児童)以外の小児慢性特定疾患児童については、この表の定めにかかわらず、その支払を命ずる額の1/10分の1に相当する額(その額に10円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。)をもつて支払を命ずる額とする。

4 小児慢性特定疾患児童が重症患者の認定を受けた場合においては、この表の定めにかかわらず、支払を命ずる額は、ないものとする。

5 小児慢性特定疾患児童が児童福祉法第21条の9の2の規定に基づき厚生労働大臣が定める慢性疾患及び当該疾患ごとに厚生労働大臣が定める疾患の状態の程度(平成17年厚生労働省告示第23号)第9表の8から18までに掲げる疾患により児童福祉法第21条の9の2に規定する医療の給付の対象とされた場合においては、この表の定めにかかわらず、支払を命ずる額は、ないものとする。

山口県告示第百二十七号

土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第三十条第一項の規定に基づき、土地改良区の定款の変更を次のとおり認可した。

平成十七年四月一日

山口県知事 二井 関成

土地改良区の名称 認可年月日

柳井市日積土地改良区 平成一七、三、二四

山口県告示第百二十八号

森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第二十九条の規定により、農林水産大臣から保安林の指定を次のとおり解除する予定である旨の通知があった。

平成十七年四月一日

山口県知事 二井 関成

解除予定保安林の所在場所

萩市三見字井手ケ迫一五二の二から一五二の四まで・一五三の三・一五三の四・一五六の二(以上六筆国有林)・一五七の二(国有林。次の図に示す部分に限る。)

保安林として指定された目的

土砂の流出の防備

解除の理由

道路用地とするため

(「次の図」は、省略し、その図面を山口県農林部森林整備課及び萩市農林部林政課に備え置いて縦覧に供する。)

山口県告示第百二十九号

森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第二十五条の二第一項の規定により、保安林を次のように指定する。



平成十七年四月一日

山口県知事 二井 関 成

一 保安林の所在場所

阿武郡阿東町大字徳佐上字堤頭三四二、字半久三八〇の四、三八〇の六、三八〇の八、三八〇の二四から三八〇の二六まで、三八〇の三〇から三八〇の三三まで、三八〇の四〇、三八〇の四四、三八〇の五五、字井手ケ平三八三から三八六まで、三九六、字水上三八七、三九五、字古屋三九七、字足毛谷四〇四の二一、四〇四の二四、四〇四の四四、四〇四の四五

二 指定の目的

水源のかん養

三 指定実施要件

(一) 立木の伐採の方法

1 次の森林については、主伐は、択伐による。

阿武郡阿東町大字徳佐上字半久三八〇の四・三八〇の八・三八〇の二四・三八〇の四〇・三八〇の四四・字井手ケ平三八四・三八五・三九六・字水上三八七・三九五・字古屋三九七(以上一筆について次の図に示す部分に限る。)

2 その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

3 主伐として伐採をすることができる立木は、阿東町森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

4 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種

次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を山口県農林部森林整備課及び阿東町役場に備え置いて縦覧に供する。)

山口県告示第二百三十号

土地区画整理法(昭和二十九年法律第十九号)第三十九条第一項の規定に基づき、小郡仁保津榎ノ前土地区画整理組合の事業計画の変更を次のとおり認可した。

平成十七年四月一日

山口県知事 二井 関 成

一 土地区画整理組合の名称

小郡仁保津榎ノ前土地区画整理組合

二 事務所所在地

吉敷郡小郡町大字下郷一二二五番地の二

三 設立認可の年月日

平成十年九月十八日

四 変更の内容

事業施行期間を平成十年九月十八日から平成十九年三月三十一日までとする。

五 変更認可の年月日

平成十七年四月一日

山口県告示第二百三十一号

屋外広告物を表示し、又は屋外広告物を掲出する物件を設置してはならない地域の指定に関する告示(昭和四十二年山口県告示第五百十六号の二)の一部を次のように改正する。

平成十七年四月一日

山口県知事 二井 関 成

一の表所在地の欄中「小野田市」を「山陽小野田市」に改める。

二の3の表所在地の欄中「大字東深川」を「東深川」に改め、二の4の表所在地の欄中「大字通」を「通」に、「大津郡三隅町大字三隅」を「長門市三隅下」に、「小野田市」を「山陽小野田市」に、「大津郡油谷町大字向津具下」を「長門市油谷向津具下」に、「大津郡油谷町大字津賀」を「長門市油谷津賀」に改める。

三の1の表所在地の欄中「大津郡油谷町大字向津具」を「長門市油谷向津具下」に改め、三の3の表所在地の欄中「小野田市」を「山陽小野田市」に、「大津郡日置町大字日置下」を「長門市日置下」に、「厚狭郡山陽町」を「山陽小野田市」に、「大津郡日置町大字日置上」を「長門市日置上」に、「油谷町大字角山七二八番地」を

油谷町大字角山七二八番地

油谷角山七二八番地

五の表区間の欄中「厚狭郡山陽町」を「山陽小野田市」に、「同郡同町大字津布田」を「同市大字津布田」に、「同郡同町大字植生」を「同市大字植生」に、「同郡同町一般国道一九〇号」を「同市一般国道一九〇号」に、「大津郡油谷町」を「長門市」に、「分岐点から大津郡三隅町」を「分岐点から長門市」に、「大津郡三隅町同県道」を



- 42の地点 41の地点から一八八度一六分四二秒五・〇〇メートルの地点
- 43の地点 42の地点から一八七度二分〇九秒五・〇〇メートルの地点
- 44の地点 43の地点から一八六度一六分四三秒五・〇〇メートルの地点
- 45の地点 44の地点から一八五度四分〇四秒五・〇〇メートルの地点
- 46の地点 45の地点から一八五度〇四分四八秒五・〇〇メートルの地点
- 47の地点 46の地点から一八四度二八分二秒五・〇〇メートルの地点
- 48の地点 47の地点から一八三度二分四二秒五・〇〇メートルの地点
- 49の地点 48の地点から一八三度一七分五二秒五・〇〇メートルの地点
- 50の地点 49の地点から一八一度三三分五秒五・〇〇メートルの地点
- 51の地点 50の地点から一七九度一九分五〇秒五・〇〇メートルの地点
- 52の地点 51の地点から一七八度三四分五二秒六・八四メートルの地点
- 53の地点 52の地点から一七八度四五分三四秒一・四七メートルの地点
- 54の地点 53の地点から二四九度〇六分〇六秒五・三八メートルの地点

(三) 面積

三、六九六・一四平方メートル

二 免許の年月日及び番号

平成十二年二月一日 指令港湾第五九三号

三 関係図書を閲覧できる市町村

柳井市

四 認可を受けた者

山口市滝町一番一号

山口県

山口県知事 二井 関成

五 認可の年月日

平成十七年三月二十二日

山口県告示第百三十三号

公有水面埋立法(大正十年法律第五十七号)第二十二条第一項の規定に基づき、次のとおり公有水面の埋立てに関する工事のしゅん功を認可した。

平成十七年四月一日

一 埋立区域

山口県知事 二井 関成

(一) 位置

宇部市大字東岐波字丸尾一八二の三から同大字大須賀四一三八の一四に至る土地の地先公有水面

(二) 区域

次の1の地点から5の地点までを順次結んだ線、5の地点と6の地点を結ぶ平成十二年八月八日付け指令港湾第二二号の八でしゅん功認可された埋立地と公有水面との境界線(D・L. +三・九二メートル)、6の地点と7の地点を結ぶ平成十年秋分の満潮位(D・L. +三・六四メートル)における公有水面と陸地との境界線、7の地点と8の地点を結ぶ昭和四十二年九月六日付け指令港湾第七五〇号でしゅん功認可された埋立地と公有水面との境界線(D・L. +三・六八メートル)及び1の地点と8の地点を結ぶ昭和四十四年十一月十三日付け指令港湾第一五九五号でしゅん功認可された埋立地と公有水面との境界線(D・L. +三・六八メートル)に囲まれた区域

1の地点 丸尾港防波堤灯台(北緯三三度五八分一一・七六〇秒東経一三一度二二

分二一・三〇九秒)から二七〇度五一分三一秒三四九・五九メートルの地

点

2の地点 1の地点から九四度二六分三〇秒二四・七三メートルの地点

3の地点 2の地点から一四二度一四分〇八秒五・九七メートルの地点

4の地点 3の地点から三三二度二四分〇七秒二・九九メートルの地点

5の地点 4の地点から一四二度〇八分四八秒三五・一メートルの地点

6の地点 5の地点から三三二度二二分一七秒四五・三〇メートルの地点

7の地点 6の地点から二四六度二八分二秒二六・九三メートルの地点

8の地点 7の地点から九度一九分〇五秒七六・九八メートルの地点

(三) 面積

一五、六五九・一六平方メートル

二 免許の年月日及び番号

平成十一年七月十五日 指令港湾第二二九号

三 関係図書を閲覧できる市町村

宇部市

四 認可を受けた者

宇部市常盤町一丁目七番一号

宇部市

宇部市長 藤田 忠夫

五 認可の年月日

平成十七年三月二十四日

山口県告示第二百三十四号

建築基準法(昭和二十五年法律第二百一号)第四十二条第一項第五号に規定する道路の位置を次のとおり指定した。

その関係図面は、周南土木建築事務所に備え付けて縦覧に供する。

平成十七年四月一日

山口県知事 二井 関成

地名及び番地	幅 (メートル)	延 (メートル)	道路の敷地となる土地の面積 (平方メートル)
下松市望町三丁目二八三の一五	六・二	一三・八	一五九・〇七



(一八〇) 特定非営利活動法人の設立の認証の申請

特定非営利活動促進法(平成十年法律第七号)第十条第一項の規定により、次のとおり特定非営利活動法人の設立の認証の申請がありました。

同項第一号、第二号イ、第五号、第七号及び第八号に掲げる書類は、平成十七年五月十一日までの間、山口県環境生活部県民生活課において公衆の縦覧に供します。

平成十七年四月一日

山口県知事 二井 関成

- 一 申請のあった年月日  
平成十七年三月十一日
- 二 申請に係る特定非営利活動法人の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地  
 名称 青少年の健全育成を支援する会  
 代表者の氏名 星出 文生  
 主たる事務所の所在地 柳井市柳井四一七一番地九
- 三 定款に記載された目的

青少年等に対して、共に自然体験を行うなかで現在の社会に適するものの見方及び考え方をはぐくむ事業を行い、青少年の健全育成及び生涯学習の支援に寄与することを。

(一八一) 訪問介護に係る指定居宅サービス事業者の指定

介護保険法(平成九年法律第二百二十三号)第四十一条第一項の規定により、次のとおり訪問介護に係る指定居宅サービス事業者の指定をしました。

平成十七年四月一日

山口県知事 二井 関成

指定居宅サービス事業者の名称	主たる事務所の所在地	居宅サービス事業を行う事業所の名称	事業所の所在地	指定年月日
社会福祉法人下関市社会福祉協議会	下関市貴船町三丁目四番一号	下関市社協下関ホームヘルパーステーション	下関市貴船町三丁目四番一号	平成一七、二、一四
"	"	下関市社協菊川ホームヘルパーステーション	字下岡枝一八八	"
"	"	下関市社協豊田ホームヘルパーステーション	字矢田三六五の	"
"	"	下関市社協豊浦ホームヘルパーステーション	字川棚四八九二	"
社会福祉法人響会	字川棚二二三九の二	ホームヘルプサービスセンターSUN	字川棚二二三九の二	三、一
社会福祉法人下関市社会福祉協議会	下関市貴船町三丁目四番一号	下関市社協豊北ホームヘルパーステーション	字滝部三一四五の	二、一四
社会福祉法人柳井市社会福祉協議会	柳井市南町三丁目九番二号	社会福祉法人柳井市社会福祉協議会指定訪問介護事業所	柳井市南町三丁目九番二号	"
"	"	社会福祉法人柳井市社会福祉協議会指定訪問介護事業所大島ヶアセントアイ	三〇 神代四八	"



平成十七年四月一日

山口県知事 二井 関 成

指定居宅サービス事業者 名称 主たる事務所 所在地	居宅サービス事業を行う事業所 名称 所在地	指定年月日
社会福祉法人下 関市社会福祉協 議会 下関市貴船町三 丁目四番一号	下関市社協グ ループホームた んぼほ 下関市社協グ ループホームし まど 下関市社協グ ループホームそ まし	下関市豊北町大 字矢玉一二九 平成一七、 二、一四
"	"	"
"	"	"
"	"	"

(一八六) 福祉用具貸与に係る指定居宅サービス事業者の指定

介護保険法(平成九年法律第百二十三号)第四十一条第一項の規定により、次のとおり福祉用具貸与に係る指定居宅サービス事業者の指定をしました。

平成十七年四月一日

山口県知事 二井 関 成

指定居宅サービス事業者 名称 主たる事務所 所在地	居宅サービス事業を行う事業所 名称 所在地	指定年月日
株式会社はんど 宇部市小松原町 二丁目一〇番二 四号	はんど山口店 山口市大字大内 長野七七六の二	平成一七、 三、一
株式会社高野山 防府市国衛一丁 目九番二四号	株式会社高野山 防府市国衛一丁 目九番二四号	"
スズキ	スズキ	"

(一八七) 指定居宅介護支援事業者の指定

介護保険法(平成九年法律第百二十三号)第四十六条第一項の規定により、次のとおり指定居宅介護支援事業者の指定をしました。

平成十七年四月一日

山口県知事 二井 関 成

指定居宅介護支援事業者  
名称  
主たる事務所  
所在地

指定居宅介護支援事業者 名称 主たる事務所 所在地	居宅介護支援事業を行う事業所 名称 所在地	指定年月日
社会福祉法人下 関市社会福祉協 議会 下関市貴船町三 丁目四番一号	下関市社協下関 支所 下関市社協菊川 支所 下関市社協豊田 支所 下関市社協豊浦 支所 下関市社協豊北 支所 下関市社協支援 事業所 居宅介護支援事 業所 居宅介護支援事 業所 居宅介護支援事 業所 居宅介護支援事 業所	下関市貴船町三 丁目四番一号 平成一七、 二、一四
"	"	"
"	"	"
"	"	"
"	"	"

(一八八) 訪問介護に係る指定居宅サービス事業者の廃止

介護保険法(平成九年法律第百二十三号)第七十五条の規定により、次のとおり訪問介護に係る指定居宅サービス事業者の廃止の届出がありました。

平成十七年四月一日

山口県知事 二井 関 成

指定居宅介護支援事業者 名称 主たる事務所 所在地	居宅介護支援事業 名称 所在地	指定年月日
株式会社宇部兵 間仏閣堂 宇部市大字中野 開作二四一の七	居宅介護支援事 業所 宇部市大字中野 開作二四一の七	平成一七、 三、一
医療法人社団慈 生会 萩市大字山田四 一四七の一	慈生会居宅介護 支援事業所 萩市大字山田四 一四七の一	"
社会福祉法人柳 井市社会福祉協 議会 柳井市南町三丁 目九番二号	社会福祉法人柳 井市社会福祉協 議会指定居宅介 護支援事業所 柳井市南町三丁 目九番二号	二、二二
有限会社一楽 玖珂郡由宇町千 鳥ヶ丘二丁目七 番三号	居宅介護支援事 業所一楽 大島郡周防大島 町大字小松六〇	"
特定非営利活動 法人生き活き ネットみすみ 大津郡三隅町大 字三隅中二九〇 の一	生き活きネット みすみ 大津郡三隅町大 字三隅中二九〇 の一	三、一







(一九五) 大規模小売店舗立地法第八条第一項の規定による意見の聴取

大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号)第八条第一項の規定により、平成十六年十一月九日山口県公告(七〇五)に係る大規模小売店舗について次のとおり山口市から意見を聴きました。

当該意見は、平成十七年四月一日から同年五月二日までの間、山口県商工労働部商政課及び山口市経済部商工振興課において公衆の縦覧に供します。

平成十七年四月一日

山口県知事 二井 関 成

一 大規模小売店舗の名称及び所在地

名称 ちまきや

所在地 山口市中町一三の一

二 意見の概要

特に配慮を求める事項はない。

(一九六) 大規模小売店舗立地法第八条第一項の規定による意見の聴取

大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号)第八条第一項の規定により、平成十六年十一月十九日山口県公告(七二五)に係る大規模小売店舗について次のとおり下関市から意見を聴きました。

当該意見は、平成十七年四月一日から同年五月二日までの間、山口県商工労働部商政課及び下関市観光産業部商工振興課において公衆の縦覧に供します。

平成十七年四月一日

山口県知事 二井 関 成

一 大規模小売店舗の名称及び所在地

名称 ハローデイ海峡ゆめタワー前店

所在地 下関市豊前田町三丁目二〇の二

二 意見の概要

特に配慮を求める事項はない。

(一九七) 大規模小売店舗立地法附則第五条第一項の規定による届出

大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号)附則第五条第一項の規定により、

次のとおり大規模小売店舗に関する届出に係る事項の変更の届出がありました。  
当該届出及び経済産業省令で定める事項を記載した書類は、平成十七年四月一日から同年八月一日までの間、山口県商工労働部商政課及び下関市観光産業部商工振興課において公衆の縦覧に供します。

平成十七年四月一日

山口県知事 二井 関 成

一 大規模小売店舗の名称及び所在地

名称 レッド・キャベツ山の田店

所在地 下関市山の田本町一番九号

二 届出者の名称及び住所並びに代表者の氏名

名称 株式会社山の田中央マーケッツ

住所 下関市山の田本町一番九号

三 変更に係る事項の概要

変更に係る事項	変更前	変更後
大規模小売店舗において小売業を行う者の閉店時刻	午後八時	午後九時
来客が駐車場を利用することができる時間帯	午前九時から午後八時まで	午前九時から午後九時まで

四 届出年月日

平成十七年三月十八日

五 変更年月日

平成十七年三月十八日

(一九八) 土地改良事業の工事の完了の届出

土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第一百三十二条の二第一項の規定により、次のとおり土地改良事業の工事の完了の届出がありました。

平成十七年四月一日

山口県知事 二井 関 成

土地改良事業を行う者の名称又は氏名

事業の名称 工事着手時期 工事完了時期

事業の名称 工事着手時期 工事完了時期

平成十七年四月一日

山口県知事 二井 関 成

土地改良事業を行う者の名称又は氏名 事業の名称 工事着手時期 工事完了時期

周南市 洪川地区 平成一、七、一四 平成一七、二、七  
ほ場の整備

(一九九) 県営日積地区担い手育成基盤整備事業変更計画書の縦覧

土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第八十七条の三第一項の規定により、  
県営日積地区担い手育成基盤整備事業の事業計画を変更したので、同条第六項において  
準用する同法第八十七条第五項の規定により、次のとおり縦覧に供します。

平成十七年四月一日

山口県知事 二井 関成

一 縦覧に供する書類

県営日積地区担い手育成基盤整備事業変更計画書の写し

二 縦覧の期間

平成十七年四月四日から同月二十五日まで

三 縦覧の場所

山口県農林部農村整備課

(二〇〇) 基本測量の実施の終了

測量法(昭和二十四年法律第八十八号)第十四条第二項の規定により、国土交通省  
国土地理院長から次のとおり基本測量の実施を終了した旨の通知がありました。

平成十七年四月一日

山口県知事 二井 関成

一 作業の種類

基本測量(ジオイド測量)

二 作業の地域

下関市、長門市、美祢市、厚狭郡山陽町並びに大津郡三隅町、日置町及び油谷町

三 作業の期間

平成十六年十月二十日から平成十七年二月二十八日まで



山口県選挙管理委員会告示第五十一号

政治資金規正法(昭和二十三年法律第九十四号)第十二条第一項の規定により政治  
団体から提出された平成十五年一月一日から同年十二月三十一日までの間に係る収支に  
関する報告書について、英進会から訂正の報告があったので、同法第二十条第一項の規  
定により、政治団体の収支に関する報告書の要旨に関する告示(平成十六年山口県選挙  
管理委員会告示第八号)の一部を次のとおり訂正する。

平成十七年四月一日

山口県選挙管理委員会委員長 福田 隆 司

英進会に関する部分中 「(借入 残高) を 「(借入 残高) に改める。  
4,547,500円」 11,204,000円」

平成十七年四月一日印刷  
平成十七年四月一日発行

発行人 山口県知事

定価一箇月 金二千七百円(送料共)